

島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、教育の機会の均等を図り、授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活に困窮している世帯に対し、島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において給付するものとし、その給付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、地方公共団体及び国の設置するもの以外をいう。
- (2) 私立高等学校等専攻科 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）のうち、地方公共団体及び国の設置するもの以外で、かつ次の各号のいずれかの要件を満たすものをいう。
 - ア 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
 - イ 国家資格者養成課程を有するもの
- (3) 高校生等 私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科の生徒であって、給付金の給付を受ける年度の7月1日現在（7月2日以降に入学することが私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科の学則に定められている場合は、その定められた日）に私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科に在籍し、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、7月1日現在、休学している者及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている者を除く。
 - ア 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）
 - イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）の補助要件を満たす者のうち、知事が補助対象と認める者（専攻科の生徒への修学支援の補助要件を満たす者のうち特別支援学校の専攻科の生徒を除く。）

- (4) 保護者等 高校生等の保護者等（法第3条第2項第3号及び同法施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項並びに同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等）をいう。ただし、私立高等学校等専攻科に通う生徒については、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等とする。
- (5) 就学支援金 法第3条第1項の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金をいう。

（給付対象者）

第3条 給付金の給付対象となる者は、高校生等の保護者等であつて、給付金の給付を受ける年度の7月1日現在、島根県内に住所を有し、かつ次の各号の世帯区分のいずれかに該当する者とする。

- ア 7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯（私立高等学校等専攻科に通う生徒の世帯を除く。）
- イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（アの生業扶助が行われている世帯を除く。）

（給付対象者の特例）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の世帯区分に該当する者はそれぞれ別紙のとおりのお取り扱いとすることができる。

- ア 新入生に対する4～6月分に相当する額の前倒し給付を希望する世帯（別紙1）
- イ 家計急変により保護者等の収入が激減し、前条のイに相当すると認められる世帯（別紙2）

（給付対象経費及び給付金額）

第5条 給付金の給付の対象となる経費は、授業料以外の教育に必要な経費（以下、「学校徴収金等」という。）とし、給付金額は、第3条、第4条の区分に応じてそれぞれ別表のとおりとする。

（給付の申請）

第6条 給付金の給付を受けようとする者は、島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金受給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、島根県内の高校生等にあつては在籍する私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科を通じて、また島根県外の高校生等にあつては、在学証明書（様式第2号）による在籍する私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科の長の証明を受け、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- ア 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第3号）又は生業扶助の措置状況が確認できる「生活保護受給証明書」等の写し（第3条第1項アに該当する世帯）

イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等の原本（第3条第1項イに該当する世帯）。ただし、島根県内の高校生等のいる世帯であって、就学支援金の収入状況届出等において原本を添付している場合は、給付金の受給申請においては、写しの添付を認めるものとし、島根県外の高校生等のいる世帯は、学校長の原本証明があれば写しの添付を認めるものとする。）

ウ 委任状（様式第6号。次条第2項の規定により、私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科を経由する場合のみ。）

エ 健康保険証の写し（第3条第1項イに該当する世帯のうち、当該世帯に扶養されている高校生等が2人以上いる場合及び高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に、当該高校生等及び兄弟姉妹のもの。ただし、公的な書類で確認が不可能な場合は保護者等からの誓約書（様式第7号））

オ 口座振替申出書

2 給付金の給付を受けようとする者は、前項の申請内容に変更があったときは、前項に準じ知事に申請するものとする。

（私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科における審査及び代理受領）

第7条 私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科設置者（以下「学校設置者」という。）は、前条による申請があった場合は、書類等の審査を行ったうえで取りまとめ、様式第8号により知事に提出するものとする。

2 給付金は、保護者等からの学校設置者への委任により、学校設置者が保護者等に代わって受領し、その有する保護者等が負担すべき学校徴収金等に係る債権の弁済に充てることができる。ただし、各私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科単位で、保護者等全員から委任状の提出があった場合に限る。

3 前項の場合において、学校徴収金等に係る債権の弁済に充てた後に残額が生じた場合は、学校設置者は、保護者等にその残額を支払うものとする。

（給付の決定）

第8条 知事は、第6条の申請があったときは、速やかに保護者等の受給資格を審査し、島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金給付決定通知書（様式第4号）又は島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金不給付決定通知書（様式第5号）により、給付又は不給付を通知するものとする。この場合において、前条により私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科を経由した場合は、私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科を通じて行うものとする。

（給付の方法）

第9条 給付金は、年度ごとに1回、前条の規定により決定を受けた者（以下「受給権

者」という。)に給付するものとし、一人の高校生等につき通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回。高等学校等専攻科に通う生徒は2回(高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回))を上限とする。ただし、第2条第1項第3号イの補助対象となる者(高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱の補助要件を満たす者に限る)については、追加で1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで。)給付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項アに該当する場合及び知事が必要と認めるときは、随時給付又は受給権者以外の者に給付することができる。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、給付金の給付に関し必要があると認めるときは、保護者等又は学校設置者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第11条 学校設置者は、第7条第2項の場合において、その年度の3月31日までに、島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 学校設置者は、第7条第3項により保護者等に残額を支払った場合には、残額を保護者等が受領したことが分かる書類(領収書、振り込みを証明する書類等)を前項の実績報告書に添付するものとする。

(給付金の支払)

第12条 知事は、第8条により給付を決定した場合において、次項により学校設置者に支払う場合を除き、給付を決定した後、速やかに給付金を支払うものとする。

2 第7条第2項の場合において、学校設置者は、給付金の支払を受けようとするときは、島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(給付決定の取消し)

第13条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認められる場合には、第8条に規定する給付の決定を取り消すことができる。

- (1) 保護者等又は学校設置者が、法令、本要綱、給付金の給付の決定の内容、又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 保護者等又は学校設置者が、給付金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (3) その他給付金を給付することが適当でない認められる場合

(給付の決定の取消しの通知)

第14条 知事は、前条の取消しを行った場合には、受給権者に対して、給付した給付

金のうち、当該取消しに係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(給付金の返還)

第 15 条 受給権者は、前条の規定による取消しの命令を受けた場合において、すでに給付金を受給しているときは、知事が別に指示する方法により、給付金を返還しなければならない。

(給付金の経理)

第 16 条 学校設置者は、第 7 条第 2 項の場合において、給付金の経理に係る帳簿を備え、給付金とそれ以外の経費とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、給付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を給付金の給付が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

3 保護者等及び学校設置者は、給付金給付申請等に係る書類を給付金の給付が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 31 日から施行し、令和 2 年度分の給付金から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

高校生等一人当たりの奨学のための給付金給付額

世帯区分		給付額（年額）
第3条第1項ア該当世帯	当該世帯に扶養されている私立高等学校等に通う高校生等	①52,600円
第3条第1項イ該当世帯	当該世帯に扶養されている通信制以外の私立高等学校等に通う1人目の高校生等	②103,500円
	当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、通信制以外の私立高等学校等に通う2人目以降の高校生等	③138,000円
	当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	
	当該世帯に扶養されている通信制の私立高等学校等に通う高校生等	④38,100円
	当該世帯に扶養されている私立高等学校等専攻科に通う生徒	⑤38,100円

（注）通信制の私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科に通う生徒を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の私立高等学校等に通う高校生等については全て④、私立高等学校等専攻科に通う生徒については全て⑤の給付額を用い、通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等については、全て③の給付額を用いる。

新入生に対する早期給付（4～6月分相当額）は①～⑤の該当する給付額にそれぞれ1/4を乗じた額を給付する。

（注）令和2年度においては、支給対象者のオンライン学習に係る通信費として、当該経費に係る誓約書を提出した場合、第3条第1項イ該当世帯の支給額に10,000円（家計急変による経済的理由から所得割非課税世帯に相当すると認められる者については、令和2年6月末までに家計が急変し別に定める提出期限までに申請のあった場合には10,000円、7月以降に家計急変があった場合には申請があった月の翌月から令和3年3月までの月数に1,000円を乗じた額）を加算する。

別紙 1

新入生に対する一部給付の早期化について

1. 概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、奨学給付金の新入生に対する4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の前倒し給付を実施する。

この場合は、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、4～6月分相当額の給付を行うことができるものとする。

また、7月～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。

2. 給付対象世帯について

給付対象は、高校生等の保護者等であって、島根県内に住所を有し、新入生に対する4～6月分に相当する額の前倒し給付を希望する者とする。

(1) 生活保護受給世帯の新入生について（私立高等学校等専攻科の生徒を除く）

① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、要綱第3条第1項アに定める「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯」であることについて、4月1日現在の生業扶助の措置状況を証明書により確認し、要綱別表の別途定める単価に四分の一を乗じた額を給付することとする。

② 7～3月分相当額の給付については、7月1日現在の生業扶助の措置状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の新入生について

① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、要綱第3条第1項イに定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」であることについて、前年度の課税証明書等により確認し、要綱別表の別途定める単価に四分の一を乗じた額を給付することとする。

② 7～3月分相当額の給付については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

3. 事務処理等について

上記の他、事務処理等については通常の奨学給付金の取扱いと同様とする。その場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、4～6月分においては4月1日現在の状況によることとする。

別紙 2

家計急変世帯への支援について

1. 概要

家計急変により保護者等の収入が激減し、奨学給付金の対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施する。

2. 給付対象世帯について

給付対象は、高校生等の保護者等であって、島根県内に住所を有し、家計急変による経済的理由から、要綱第3条第1項イに定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる者を対象とする。

ただし生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象としない。（私立高等学校等専攻科除く。）生業扶助が措置されていないことの確認は申請者からの誓約書により行う。

3. 給付額及び家計の状況の確認

（1）在校生の場合

① 7月までに家計が急変し、島根県の定める通常の奨学給付金に係る期日までに申請のあった者には、要綱別表の別途定める単価に10,000円（通信費単価（年額））を加えた額を給付する。

② 7月以降に家計が急変し、申請のあった者には、要綱別表の別途定める単価について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額に、申請のあった翌月以降の月数に1,000円（通信費単価（月額））を乗じた額を加えた額を給付する。なお、家計急変の発生した日に遡って支援する場合もある。

③①、②いずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立（全日制）・第1子の場合

○家計急変後、7月までに申請のあった者（①に該当する者）

→103,500円（年額）+10,000円（通信費年額）=113,500円を給付

○家計急変後、9月に申請のあった場合（②に該当する者）

→103,500円×6月（10月～翌年3月）/12月

+1,000円（通信費月額）×6月=57,750円を給付

（2）新入生の場合

① 4月までに家計が急変し、島根県の定める4～6月相当分の奨学給付金に係

る期日までに申請のあった者には、要綱別表の別途定める単価に四分の一を乗じた額を給付する。

② 4月以降に家計が急変し、申請のあった者には、(1)と同様の取扱いにより給付する。

③①、②いずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立(全日制)・第1子の場合

○家計急変後、4月に申請のあった者

→ $103,500 \text{円} \times 1/4$ (4~6月分相当額) = 25,875円を給付(①に該当する者)

※7~3月分相当額は、7月時点の状況に基づき改めて判定。

○家計急変後、7月までに申請のあった者(②に該当する者)

→ $103,500 \text{円 (年額)} + 10,000 \text{円 (通信費年額)} = 113,500 \text{円}$ を給付

○家計急変後、9月に申請のあった場合(②に該当する者)

→ $103,500 \text{円} \times 6 \text{月 (10月~翌年3月)} / 12 \text{月}$

+ $1,000 \text{円 (通信費月額)} \times 6 \text{月} = 57,750 \text{円}$ を給付

(3) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

4. 事務処理等について

上記の他、事務処理等については通常の奨学給付金の取扱い(新入生に対する前倒し給付を行う場合は、前倒し給付の取扱い)と同様とする。その場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、7月以降に家計が急変した世帯に対して支援を実施する場合は、申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在の状況によることとする。